

## 危機的事象への対応状況について

## 検討事項 1

条例制定から10年以上が経過する中、近年は、自然災害や新型コロナウイルス感染症等の危機的事象が連続して発生している。

今後も発生が懸念される危機的事象にどう対処していくべきか、県議会として議会基本条例にどう位置付け、どのような備えをしておくべきか。

## 1 議会基本条例の制定状況

制定している議会	32 議会（本県議会含む）
制定していない議会	15 議会

## 2 制定している議会のうち、危機的事象条項を規定している議会の状況

規定している議会	10 議会
うち、制定当初から規定	6 議会（山形、茨城、山梨、富山、徳島、宮崎）
改正して規定	4 議会（岩手(H30.3)、三重(H30.6) 兵庫(R2.3)、愛媛(H30.10)）

## 3 危機的事象に係る規定の要素

## (1) 対象となる危機的事象

ア 大規模災害その他の緊急事態	3 議会（三重、兵庫、愛媛）
イ 災害・緊急事態等	3 議会（山形、山梨、富山）
ウ 大規模災害等	2 議会（徳島、宮崎）
エ 災害等	1 議会（岩手）
オ 県民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害等	1 議会（茨城）

## (2) 議会が行うこととされている事項

ア 調査・状況把握	9 議会
イ （議会の役割を踏まえた）必要な対応	7 議会
ウ 体制の整備（充実強化）	6 議会
エ 知事等への情報提供・提言・要請	3 議会
オ 別に計画で定める、議長が別に定める	2 議会
カ 協議又は調整の場の設置	1 議会

#### 4 規定している議会の条文

議会名	条 文
岩手県 H21. 4 改正 H30. 3	<p>(災害等への対応)</p> <p>第2条の2 議会は、<b>災害等</b>の発生に際し、迅速かつ機動的に対応するための<b>体制の整備</b>に努めるものとする。</p> <p>2 議長は、災害等が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ、会議規則で定めるところにより<b>協議又は調整を行うための組織を設置</b>するものとする。</p> <p>3 議会は、災害等の<b>状況を調査し、県民の意見及び要望を的確に把握</b>するとともに、必要に応じ、<b>知事等に情報提供、提言等</b>を行い、及び関係機関に対し<b>要請を行うものとする</b>。</p> <p>4 災害等が発生した場合の<b>議会の活動方針等</b>については、別に計画で定める。</p> <p>5 議会は、前項の計画で定めるところにより、その役割を適切に果たすよう活動するものとする。</p>
山形県 H26. 12	<p>(緊急事態等への対応)</p> <p>第6条 議会は、<b>災害、緊急事態等</b>の発生に際し、迅速かつ機動的に<b>状況の把握その他の調査活動</b>を行うほか、<b>議会の役割を踏まえた必要な対応</b>に努めるものとする。</p>
茨城県 H24. 12	<p>(議会の役割)</p> <p>第4条 議会は、次に掲げる役割を担うものとする。</p> <p>(6) <b>県民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害等</b>が発生した場合は、県民及び地域の状況を的確に把握し、<b>知事等に速やかに必要な要請</b>を行うこと。</p> <p>(議員の役割)</p> <p>第13条 議員は、前条の責務を果たすため、次に掲げる役割を担うものとする。</p> <p>(5) 災害等における<b>緊急的な調査活動等</b>を行うこと。</p>
山梨県 H29. 3	<p>(緊急事態等への対応)</p> <p>第7条 議会は、<b>災害、緊急事態等</b>の発生に際し、知事が定める地域の防災に関する計画のほか、<b>議長が別に定めるところにより、迅速かつ機動的に状況の把握その他の調査活動</b>を行うなど、<b>議会の役割を踏まえた必要な対応</b>に努めるものとする。</p>
三重県 H18. 12 改正 H30. 6	<p>(大規模な災害その他の緊急事態への対応)</p> <p>第7条の2 議会は、<b>大規模な災害その他の緊急事態</b>の発生に際し、<b>議事機関として迅速かつ的確な対応</b>を行うほか、<b>状況の把握その他の調査活動</b>を行うなど、<b>議会の役割を踏まえた必要な対応</b>を行うものとする。</p> <p>2 議会は、前項の対応を迅速かつ的確に行うために必要な<b>体制の充実強化</b>その他の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>
富山県 H30. 4	<p>(緊急事態等への対応)</p> <p>第6条 議会は、<b>災害、緊急事態等</b>の発生に際し、迅速かつ機動的に<b>状況の把握その他の調査活動</b>を行うほか、<b>議会の役割を踏まえた必要な対応</b>を行う。</p>

議会名	条 文
兵庫県 H24. 3 改正 R2. 3	(大規模災害その他の緊急事態発生時における議会の対応) 第 9 条 議会は、県内において県民及び滞在者の生命、身体又は財産に直接的かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある <b>大規模災害その他の緊急事態</b> が発生した場合で、議会としての対応が必要と認められるときは、 <b>状況の把握その他の調査活動</b> を行うなど、 <b>議会の役割を踏まえた必要な対応</b> を行うものとする。 2 議会は、前項の対応を迅速かつ的確に行うために必要な <b>体制の整備</b> その他の措置を講ずるものとする。
徳島県 H25. 2	(大規模な災害等への対応) 第 21 条 議会は、 <b>大規模な災害等</b> が発生した際に迅速かつ的確に対応するための <b>体制の充実強化</b> に努めるものとする。
愛媛県 H23. 3 改正 H30. 10	(大規模災害その他の緊急事態への対応) 第 10 条 議会は、 <b>大規模災害その他の緊急事態</b> の発生に際し、迅速かつ的確に <b>状況の把握その他の調査活動</b> を行うとともに、 <b>議会の役割を踏まえた必要な対応</b> に努めるものとする。 2 議会は、前項の対応を行うための <b>体制の充実強化</b> その他の措置を講ずるよう努めるものとする。 (大規模災害その他の緊急事態における情報提供等) 第 21 条 議会は、大規模災害その他の緊急事態の発生に際し、必要に応じ、 <b>知事等に対する情報提供、提言等</b> を行うものとする。
宮崎県 H24. 7	(大規模災害等への対応) 第 13 条 議会は、 <b>大規模災害等</b> の発生に際して迅速かつ機動的に <b>調査活動等</b> を行うための <b>機能の充実強化</b> に努めるものとする。

※1 「議会名」欄の年月は、制定（施行）時期。「改正」は、危機事象について規定された時期。

※2 **ゴシック**は、「3 危機的事象への「議会の対応」の規定内容」を表す。

## 5 議会の業務継続計画（BCP）の策定状況

BCPを策定している 6 議会（BCP以外では、要綱等で定めている議会が多い。事務局のBCPは除く。）

### BCPの内容

議会名	計画名	BCPの必要性・目的	対象とする災害等	内容	備考
岩手県	岩手県議会 大規模災害 時等業務継 続計画	大規模災害発生時においても議会 がその機能を十分に果たすため、 東日本大震災津波の際の議会对応 の検証を踏まえ、災害時における <b>議会の組織体制及び議員の活動方 針等を整備する。</b>	県内震度6弱以上の地震、大津波 警報が発表された場合、気象災害 (大雨・洪水警報等)、噴火警戒レ ベル5、原子力災害、その他議長 が必要と認める災害(大規模火 災、感染症、テロ等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会の役割・機能</li> <li>開会中に災害が発生した際の議会運営</li> <li>議員の役割・機能</li> <li>議会災害対策連絡本部の設置</li> <li>安否確認、議員への情報提供、議員を通じた災害等の情報収集等</li> <li>災害時への備え ・災害時の対応</li> </ul>	
静岡県	静岡県議会 業務継続計 画 (議会 BCP)	県内において <b>大規模な災害が発生 した際に、二元代表制の趣旨に則 り、議会が機能維持を図るため、 総合的かつ機動的な活動ができる よう役割と行動を示す計画を策定 する。</b>	地震(南海トラフ地震情報の発 表、県内震度5強以上の地震)、風 水害等(特別警報、大規模な災害 等)、火山噴火(警戒レベル3以 上)、大津波警報、テロ等国民保護 計画対象事態、原子力災害 ※いずれも本部設置時	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会の行動方針(議会の役割及び行動方針、各会派代表者会議の開催)</li> <li>議員の行動方針(議長及び議員の役割と行動方針、議員の参集方法)</li> <li>議会部の行動方針(議会部の役割及び行動方針、非常時優先業務及び災害応急 対策業務、議員の安否確認)</li> <li>情報の収集、提供及び要望等の集約</li> <li>審議を継続するための環境の確保(庁舎施設・設備、通信設備、備蓄品等の確 保) ・計画の運用(計画に基づく訓練、計画の見直し)</li> </ul>	新型コロナウイルス感染症への 対応、災害発生 時における事務 局職員の参集時 期や方法の明確 化を追加予定
京都府	大規模災害 時における 京都府議会 活動指針	<b>大規模災害発生時においても議会 がその機能を十分に果たすことを 目指し、過去3年の大規模災害時 における活動内容の検証等を通 じ、あらかじめ大規模災害時にお ける議会の役割や活動の考え方を 整理する。</b>	地震(震度5強以下で大きな被害 が確認されたとき等)、風水害等 (気象警報が発表された場合で大 きな被害が確認されたとき等)、そ の他(大規模な事故等で大きな被 害が確認されたとき)	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時における議会活動を考えるための基本的事項(議会の役割、議員の役 割、執行機関との関係、市町村や国等との関係)</li> <li>災害時における議会活動を行うための基本的事項(業務継続体制の確保(安否 確認、業務体制、審議環境の確保)、活動方針の協議決定、議員への情報提供)</li> <li>災害時における議会活動の内容(発災時・発災直後、活動方針決定以降の対 応)</li> <li>平常時の備え</li> </ul>	
滋賀県	滋賀県議会 業務継続計 画	<b>地震発生時の様々な事態に対応し て本会議や委員会を円滑に開催 し、議会の機能を果たしていくた め、平成28年2月に業務継続計 画を策定(平成31年4月改訂)</b>	事前予測が困難で県内の広範囲に 大きな影響が及ぶことが想定され る地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生時の行動及び議会活動について(会期中、休会中)</li> <li>安否確認及び連絡手段</li> <li>議会関係室、設備の安全確認、県内被害状況等の情報収集</li> <li>臨時会の開催</li> <li>地震発生への対応フロー</li> </ul>	
長崎県	長崎県議会 災害発生時 対応マニユ アル	<b>災害発生時に早急な復旧・復興対 策の推進に資するため、適切な役 割を果たすことができるよう、議 会・議員・議会事務局の対応につ いて必要な事項を定める。</b>	地震(震度5弱以上の地震又は津 波警報が発表された場合)、風水害 等の災害が発生し、県災害対策本 部が設置されたもの又は議長がこ れに準じる状況と認めた災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生時の基本的な考え方</li> <li>災害時の議会・議員及び議会事務局の役割</li> <li>議会事務局の役割</li> </ul>	
宮崎県	宮崎県議会 災害対応マ ニュアル	<b>災害が発生した場合の議会の対応 について、地震発生時の対応を基 本として作成。台風等又は地震以 外の大規模災害に関しては、この マニュアルに準じて対応する。</b>	大規模災害(地震、台風等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時における議会活動等の主な流れ</li> <li>災害時の議会活動(災害発生時・発生直後(初動期)の対応、災害発生後(初 動期経過後)の対応、災害発生への備え)</li> <li>災害時の議員活動(災害発生時・発生直後(初動期)の対応、災害発生後(初 動期経過後)の対応)</li> </ul>	